

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	南牧村

南牧村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：南牧村振興整備課

所在地：南牧村大字大日向 1098

電話番号：0274-87-2011 (代)

F A X 番号：0274-87-3628

メールアドレス：pub02905@vill.nanmoku.gunma.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、ニホンザル、クマ、カラス、タヌキ、アナグマ、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	南牧村一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値
イノシシ	令和3年度は被害金額等の報告はなかったが、令和元年度でジャガイモ等の農作物への被害が報告されている。	— —
ハクビシン	ブドウ、トウモロコシ	88 千円 3a
ニホンジカ	(ヒノキ)、(サツキ)、小豆、ハウレンソウ、大根、甘藷、ジャガイモ	960 千円 (1,000 千円) 28a (2a)
ニホンザル	ブドウ、ブロッコリー、さといも	54 千円 3a
クマ	リンゴ	73 千円 2a
カラス	令和3年度は被害金額等の報告はなかったが、令和元年度でトウモロコシ等の農作物への被害が報告されている。	— —
タヌキ	被害金額等の報告はないが、生息が目撃されている。	— —
アナグマ	被害金額等の報告はないが、生息が目撃されている。	— —
アライグマ	被害金額等の報告はないが、近年捕獲されている。	— —

(2) 被害の傾向

イノシシ	主にイモ類の食害が中心である。本村での野生イノシシへの GSF の発生で養豚農家にも被害が及ぶ危険性がある。
ハクビシン	主にトウモロコシやトマトなどの果菜類やブドウ等の果樹の食害が発生している。また住居侵入など生活環境にも被害が発生している。
ニホンジカ	村内の山沿いを生息地域としていたが、近年は生息頭数の増加により人家付近まで進出し、ほとんどの農作物に食害等の被害が発生しているほか、林業においても苗木の食害、皮剥ぎなどの被害が発生している。また、夜間の出没に関し交通事故等も多く発生しており問題となっている。
ニホンザル	近年サルが群れで出没しており、野菜を中心に被害が出ている。
クマ	近年農家付近に出没し、人家近くのリンゴや柿などの食害等が発生している。また、農家近くなので農業者等への人へ被害も心配される。
カラス	近年村内全域で増えており令和元年度はトウモロコシなどの農作物への被害報告が上がっている。
タヌキ	近年村内全域で増えており令和元年度はサツマイモなどの農作物への被害報告が上がっている。
アナグマ	近年村内全域で増えており令和元年度はトウモロコシなどの農作物への被害報告が上がっている。
アライグマ	近年群馬県の西部区域で増加しており、本村へ侵入し農作物被害が発生する恐れがあるので、本村も危機感を持ち対策を講じる必要がある

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
イノシシ	—	—	—	—
ハクビシン	88 千円	3a	61.6 千円	2.1a
ニホンジカ	960 千円	28a	672 千円	19.6a
ニホンザル	54 千円	3a	37.8 千円	2.1a
クマ	73 千円	2a	51.1 千円	1.4a
カラス	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>1. イノシシ 狩猟期間以外は銃器や箱罾、くくり罾等を活用した有害捕獲を実施してきた。</p> <p>2. ハクビシン 小型箱罾を活用しての捕獲体制を整備した。</p> <p>3. ニホンジカ 狩猟期間以外は銃器や箱罾、くくり罾等を活用した有害捕獲を実施してきた。</p> <p>4. ニホンザル 銃器及び箱罾による捕獲や出没時の追い払いを行ってきた。</p> <p>5. クマ 花火・轟音玉による追い払い。</p> <p>6. カラス 花火・轟音玉による追い払い。</p> <p>7. タヌキ 鳥獣防止柵等の補助</p> <p>8. アナグマ 鳥獣防止柵等の補助</p>	<p>人家周辺まで生息範囲が拡大しており、銃器による捕獲が困難となっている。</p> <p>生息範囲は、村内全域に広がっており、捕獲の担い手が不足している。</p> <p>個体数が増えている、個体数の減少には相当数の捕獲が必要となる。</p> <p>罾に掛かりづらく、人数を要しても捕獲が困難である。</p> <p>民家周辺の山に生息しているため、目撃情報があった後の追い払いだけでは、人身被害を防ぎきれない懸念がある。</p> <p>利口なので人がいないと再度襲来する。</p> <p>個体数が増えている、個体数の減少には相当数の捕獲が必要となる。</p> <p>個体数が増えている、個体数の減少には相当数の捕獲が必要となる。</p>

	9、アライグマ 現在は特になし	個体数を増やさない為の捕獲が必要となる。
防護柵の設置等に関する取組	農作物への鳥獣侵入対策として補助事業や村費補助を活用して電気柵、金網柵、ネット等による防除を実施し圃場への侵入を防いだ。 ニホンザル・クマ・カラスに対しては住民からの情報により、花火等を使用し追い払いを行った。	電気柵の管理は、漏電を防ぐため除草や線の見回りを定期的に行うなど管理しなければならず、高齢農家には負担が大きい。 ニホンザル・クマ・カラスについては被害防除が難しく、追い払いに関しても情報を受けてから駆け付けるまでに移動してしまうことが多い。
生息環境管理その他の取組		

(5) 今後の取組方針

イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ・クマ・カラス・タヌキ・アナグマ・アライグマについては、農作物被害を減少させるため、侵入防止柵等の設置や箱罠、銃器での捕獲、花火や轟音玉等での追い払いを行う。また捕獲罠等には ICT 等先進的な技術も検討する。

ニホンザルについては、罠、銃器での捕獲を行うと共に、ICT 等先進的な技術の使用を検討し、群れの把握に努め花火や轟音玉等による追い払いを行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

村有害鳥獣捕獲隊の隊員を、鳥獣被害防止特措法第9条1項に基づき、鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員に任命し、具体的には次のとおりとする。

イノシシ・ハクビシン・ニホンジカ・ニホンザル・クマ・カラス・タヌキ・アナグマ・アライグマについて有害鳥獣捕獲隊及び実施隊の管轄区域を担当地区として、捕獲業務を担うものとする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ	くくり罠や箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ハクビシン	箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ニホンジカ	くくり罠や箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ニホンザル	くくり罠や箱罠を導入し、捕獲にあたる。花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	クマ	花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化や箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	カラス	花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	タヌキ	箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	アナグマ	箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	アライグマ	箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
6	イノシシ	くくり罠や箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ハクビシン	箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ニホンジカ	くくり罠や箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ニホンザル	くくり罠や箱罠を導入し、捕獲にあたる。花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	クマ	花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化や箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	カラス	花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	タヌキ	箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	アナグマ	箱罠を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。

	アライグマ	箱罟を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
7	イノシシ	くくり罟や箱罟を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ハクビシン	箱罟を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ニホンジカ	くくり罟や箱罟を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ニホンザル	くくり罟や箱罟を導入し、捕獲にあたる。花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	クマ	花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化や箱罟を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	カラス	花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	タヌキ	箱罟を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	アナグマ	箱罟を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	アライグマ	箱罟を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>イノシシについては、令和元年度の年間捕獲数 24 頭に対し、令和 3 年度は、18 頭と減少傾向ではあるが、農作物被害の減少及び CSF 感染イノシシ対策のため実施隊による捕獲について一年を通し積極的に行う。</p> <p>ハクビシンについては、令和元年度の年間捕獲数 22 匹に対し、令和 3 年度は、18 匹と減少傾向ではあるが、依然として農作物被害報告も確認されている状況のため、小型箱罟による捕獲を積極的に行う。</p> <p>ニホンジカについては、令和元年度の年間捕獲数 213 頭に対し、令和 3 年度は 375 頭で増加している。また農作物の被害も最も多い鳥獣のため、実施隊による捕獲や防止策なども積極的に行う。</p> <p>ニホンザルについては、平成 25 年度以降に一部地域に群れでの生息が確認され、農作物被害の報告も増えている。実施隊による捕獲や住民による追い払い等を積極的に行う。</p> <p>ツキノワグマについては、農作物被害に加え人身被害も懸念されることから、被害の発生または発生のおそれがある場合には捕獲を行う。</p> <p>カラスについては、追い払いや実施隊による捕獲を進める。</p>

タヌキ・アナグマ・アライグマについては、被害が発生した農地や人家内・空き家等において、小型箱罠を使用し捕獲を実施する。
 その他 ICT 等先進技術を取り入れた有害鳥獣捕獲の検討を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	40頭	40頭	40頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	400頭	400頭	400頭
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
クマ	20頭	20頭	20頭
カラス	10羽	10羽	10羽
タヌキ	20頭	20頭	20頭
アナグマ	10頭	10頭	10頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容

イノシシについては、CSF の発生もあり通年箱罠を設置し捕獲する。この他4月から10月の約7ヶ月間において農家の被害報告にもとづき村全域において箱罠とくくり罠による捕獲を行う。

ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマについては、果樹等の被害の多い収穫期を中心に4月から10月の約7ヶ月間において農家の被害報告にもとづき村全域において箱罠による捕獲を行う。生活被害対策としては年間を通し箱罠による捕獲を行う。

ニホンジカについては、被害が増大していることから通年箱罠を設置し捕獲する。この他4月から10月の約7ヶ月間において農家の被害報告にもとづき村全域においてくくり罠による捕獲を行う。

ニホンザルについては、これ以上の頭数増とならないように通年箱罠を設置し捕獲する。この他被害にあった農家や住民の情報により轟音玉による追い払いと4月から10月の約7ヶ月間において箱罠やくくり罠の捕獲を行う。

クマ・カラスについては、被害にあった農家や住民の情報により轟音玉による追い払いと罠等による捕獲を行う

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについて、狩猟期間を除き2・3月において銃器による一斉捕獲を行う。

ICT 等先進的な技術を取り入れた各有害鳥獣の捕獲の検討を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
獣種や個体の状況、周辺環境等に留意し、捕獲しようとする個体に一定以上近づくことが困難と判断される場合において、ライフル銃による捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南牧村全域	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条第 1 項に基づき権限委譲されており該当なし。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマ	金網柵等 500m 電気柵 500m	金網柵等 500m 電気柵 500m	金網柵等 500m 電気柵 500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマ	電気柵の管理は、漏電を防ぐため除草や線の見回りを定期的に行う	電気柵の管理は、漏電を防ぐため除草や線の見回りを定期的に行う	電気柵の管理は、漏電を防ぐため除草や線の見回りを定期的に行う

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンザル・カラス・クマ	被害情報により花火や轟音玉等による追い払いを行う。
6	ニホンザル・カラス・クマ	被害情報により花火や轟音玉等による追い払いを

		行う。
7	ニホンザル・カラス・クマ	被害情報により花火や轟音玉等による追い払いを行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南牧村	出没情報の収集および情報の周知を行う。 緊急時には住民と実施隊、警察等との間に入り状況の確認や連絡調整を行う。
鳥獣被害対策実施隊	市町村、警察等と連携し、捕獲を行う。
警察	必要に応じ捕獲の立ち合い又は実施隊と協力し捕獲等の協力をを行う。
富岡環境森林事務所	必要に応じ技術供与と指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの報告を受け、村が状況を確認し実施隊による捕獲を行う。
必要に応じ警察や森林事務所等の協力を要請し対処する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、CSFの感染が懸念されるので基本的には焼却場での焼却処理とし、状況によりできない場合は現地での埋設処理とする
ニホンジカ・ハクビシン・ニホンザル・クマ・カラス・アナグマ・アライグマについては、捕獲隊員及び実施隊員、被害農家により捕獲現場及び村指定の場所に埋設により処理する。
その他必要に応じて、関係機関へ送り、調査や学術研究に利用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、東日本大震災による放射能汚染で原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示があるため食品利用は考えていない
ペットフード	利用等を検討する。
皮革	利用等を検討する。

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	利用等を検討する。
-------------------------------------	-----------

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

取組は考えていない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

検討していく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南牧村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
南牧村	住民からの要望を集約し対策の方針を示す。
南牧村猟友会	鳥獣の捕獲、駆除、追い払い、情報の提供。会員の育成を行い鳥獣被害対策実施隊の隊員確保に努める。
南牧村農業委員会	被害農家から協議会への被害の連絡。協議会と被害農家の連携に努める。
JA 甘楽富岡	被害農家からの連絡や連携に努める。
西部農業事務所富岡地区農業指導センター	技術供与と指導。協議会での助言。
富岡環境森林事務所	技術供与と指導。協議会での助言。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査。
西部家畜保健衛生事務所	イノシシのCSF感染の血清調査。
鳥獣被害対策支援センター	技術供与と指導。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の隊員規模の規定は40名(現在実施隊員27名)で、鳥獣被害防止特措法第9条1項に基づき、鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員として任命し、担当する地域の対象鳥獣9種類の捕獲を担う。また、有害鳥獣捕
--

獲の安全捕獲についても推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、農林業者等に対し、わな猟免許取得を促す。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関と連携し、村内全域の被害状況等の把握に努め、鳥獣被害対策の基礎資料とする。

村のテレビ・広報・地域回覧を活用し、有害鳥獣の情報を積極的に提供し、鳥獣被害対策について関係者及び地域住民が共通の認識を持てるように努める。